

# 松下幸之助と下村宏の道州制論

—台湾総督府の州庁制と大戦末期における地方総監府制の重要性

坂本慎一

## 序

筆者は「福音放送に至るまでの下村宏の事績と思想—松下幸之助との交流と共に」において、終戦までの下村宏（号は海南）の経歴と松下幸之助との交流を考察した。<sup>〔1〕</sup>筆者のこれまでの調査では、幸之助の経営理念に注目し、最初に全国へ紹介したジャーナリストは下村であつた可能性が濃厚である。

幸之助が下村に影響を受けたと思われる思想の一つに、道州制の提唱がある。幸之助は、昭和四三（一九六八）年に『P.H.P』誌で道州制を提唱し始め、その主張は当時の新聞や雑誌、テレビ放送で取りあげられた。幸之助自身はこの発想の手がかりをどこで得たのか詳しく説明していなかつたが、以前から同様の問題が和歌山県人会で議論されていたようである。

下村は植民地下の台湾で州庁制を導入し、終戦時の鈴木貫太郎内閣では地方総監府制を導入した。彼は書籍やラジオでも道州制の導入を強く主張し続けたのであり、戦前において道州制に最もこだわりを見

せた人物であつたと言える。

本稿では幸之助による道州制の提唱を紹介し、その先駆けとなつた下村による道州制の実施を分析して行きたい。台湾における州庁制の概要と、地方総監府制成立までの下村の言論活動から、下村の主張の特徴を明らかにし、幸之助の唱えた道州制とどのような共通点が見られるかを見て行きたい。

## I 松下幸之助の道州制論

### 1 『P.H.P』誌における主張

松下幸之助による道州制の主張は、昭和四三（一九六八）～七〇年、三回にわたって『P.H.P』誌に掲載された提言が最も代表的なものである。『P.H.P』誌では、それまで「あたらしい日本・日本の繁栄譜」と題して提言を連載していたが、昭和四三（一九六八）年七月、『P.H.P』二四二号において「『廢県置州』で新たな繁栄を」と題して次のように述べた。

この“日本の繁榮譜”では、二十年後、三十年後のわが国がいかにすれば繁栄し、住みよい世の中になるか、ということについて考えている。そして前回まで四十回にわたって政治、経済その他各方面にわたる諸問題についての私なりの意見を述べてきたわけであるが、今回は、われわれの日常生活と密接に結びついている都道府県の問題、つまりこれからわが国の地方自治制度というものについて、私が日ごろ考え、感じていることの一端を述べて、皆さんにもともにお考へいただきたいと思つ。

この地方自治制度の問題については、これまで多くの人びとによつていろいろと意見が出されてきている。たとえば、昭和二十八年に総理大臣の諮問機関として発足した地方制度調査会は、この十数年間に何回か審議、答申を重ねてきていて、新聞、雑誌等にも多くの人びとが意見を発表しておられる。それらの内容については、人それぞれの立場の違いによってさまざまだが、その中で最近かなり大きくとりあげられているのは、府県合併の問題というか、いわゆる広域行政の問題であろう。<sup>(2)</sup>

ここで幸之助は、地方自治の問題が「これまで多くの人びとによつていろいろと意見が出されてきている」と述べ、自らの主張が先行するさまざまな意見を意識したものであることを明言している。幸之助による「廃県置州」の主張は、彼が唐突に言い出したものではなく、誰かの主張を受け継いで发展させたものであると考えられる。

さらに特に意識する社会情勢について、次のような説明をしている。

り広い、いわゆる適正規模の単位にしていくことが望ましいと思うのである。<sup>(3)</sup>

幸之助は、都道府県制がもはや時代に合わなくなつた理由として、交通や情報の発達を挙げている。交通や情報は時代と共に發展していくので、その發展の度合いに見合つた「適正規模の単位」を地方自治においても求めなければならないと考えたのである。

また、行政区分の再編だけではなく、地方への権限委譲について次のように述べている。

その際、私がとくに大事だと思うのは、州制をしくことによって単に行政規模の適正化をはかるだけでなく、それらの各州に国内政治の主体を置くようにするということである。今日のわが国では、政治の主体は都道府県の自治体よりもやはり中央政府にあると考えられるが、新しい州制を実施するに際しては、この関係を逆にして政治の主体を州に置くことにする。つまり、今日、中央政府が中心になつて進めている仕事を大幅に各州の政府に委譲し、税金もすべて州が集めるようにする。そして州それぞれが、その自主性に基づいて日々の政治活動を営むようすべだと思うのである。<sup>(4)</sup>

幸之助の「廃県置州」は、都道府県の行政区分をより広域に変更すると同時に、中央から地方への大幅な権限委譲を含むものであつた。これが発表された昭和四三（一九六八）年七月における「P.H.P.」

すでに八十年、今日の社会の姿は当時（＝廢藩置県が行なわれた時）とは比較にならないほど格段の進歩を遂げている。早い話、交通工具ひとつについてみても、当時は馬や舟、あるいは人力車といったものが中心で、自転車や鉄道はまだ草創期にあつたが、今日ではその鉄道が大巾に発達、しかも自動車や飛行機なども出現、大いに活用されるに及んで、日本の國は時間的に非常に狭くなつたと言える。また社会の各方面で起こつたニュースなどにしても、昔であれば広まるのに相当長い時間がかかつたものが、電信電話あるいは放送などの進歩発展によつて、まさに一瞬のうちに日本じゅうへ伝わるようになつていて。そして、そういう非常に進歩した科学技術を駆使して繰り広げられるお互いの国民の諸活動は、多くの場合一都道府県内にとどまらず、相当広い地域にわたつて行なわれるようになつてきているのである。

そういう実情の中では、八十年前に定められた都道府県の境界線を、今日の実情に即応した、より経済性の高いものに改変していくことが、国家国民の繁榮発展のためにきわめて大事なことだと思う。

とくに今日のようには、何かにつけてテンポが早く変化の激しい時代においては、府県制度にかぎらず、国家運営あるいは自治体運営の組織や機構について、たえず検討を加え、刻々に修正を加えてゆかなければならぬ。さもなければそれらはどんどん時代に合わないものになつてしまふ。だから、これからわが国の地方自治制度の方向としても、まず何よりも現在の府県制度を再吟味し、これをよめていた時であつたと言つてよい。

さらに一年後の昭和四四（一九六九）年五月、幸之助は「P.H.P.」二五二号で、「統・廃県置州論」と題する提言を行なつた。前回の提言に対して「各方面の多くの方がたから、直接間接にいろいろな意見をお寄せいただいた」と述べており、かなりの反響があつたとしている。この「統・廃県置州論」では主に北海道を取りあげ、「私は、もし北海道が北欧諸国のように独立国として国家経営を営んでいるとしたら、北海道独自の運営方法というものが、今日以上にあらゆる面から探求され、より一層の发展、繁栄の姿が生まれたのではないかと感じる」のである。<sup>(5)</sup>と主張した。この時の「P.H.P.」誌の発行部数は約一一〇万部であり、前回よりもさらに多くの読者がこの提言を読んだものと想像される。

昭和四五（一九七〇）年二月、「P.H.P.」二六二号では、「大を小に分ける—廃県置州から置州簡県へ」と題し、まず次のように主張した。

会社などの経営でも、規模が大きくなつたからといって、それがそのまま経営内容の向上に結びつくとは限らない。かえつて、いろいろと行き届かない面が出てきて、経営内容が悪化するという場合も少なくない。むしろ、一つの会社を二つに分けて、それぞれに力

を集中した結果、ごくわずかの間に、会社全体としての業績が飛躍的に伸びたというような実例を少なからず聞いている。会社の経営と政治とではいささか事情は異なっているだろうが、やはり一面に相通じるものがあると思う。<sup>(7)</sup>

幸之助は、事業部制によって会社をいくつかの規模に分けると、業績が伸びるという事例から話を始めている。その上で、次のように述べた。

私は、道州制というものは、小を大にするのではなく、むしろ反対に「大を小にする」という観点から行なうことが大切なではないか、という気がしてきたのである。それはいつたいどういうことかというと、つまり、中央の政府を分割して、いくつかの州をつくり、その州をそれぞれ独立国家のようにする、という考えに立つて道州制を実現してゆくということである。これはとりもなおさず、これまで私がこの繁栄譜で道州制をとりあげた際に述べた、「政治の主体を州におく」という考え方を、より具体的にあらわした姿にほかならない。<sup>(8)</sup>

道州制という行政の形態は同じであっても、それをどのような観点からとらえるのかという問題を重視している。都府県を合同させることを「小を大にする」と表現し、中央政府の権限を地方に分離させることを「大を小に分ける」として、後者の考えが大切だと述べるので

ある。幸之助による道州制の主張が、「国の事業部制」であると解説される所以である。<sup>(9)</sup>

さらに都府県の存在について、次のように述べている。

県というものはどうすればよいか、まったくやめてしまふのかといふと、私は、県を廃止してしまることは一面において非常に困難なことであるし、また県それ自体にもそれなりの必要性はあるようと思う。というのは、州だけにしてしまうと、また州のアチコチに州の出張所をおかねばならないというようなことにもなりかねないから、それではいまの県を残しておいたほうがより好ましいわけである。むしろ反対に、必要に応じて県を増やしていくことも考えてよいと思う。といつても、いまの県の仕事をそのまま存続するといふのではない。それぞれの県に共通する仕事を州で処理するようになる。そして、県はごく簡素化した形で存置するわけである。これは、いうなれば「置州簡県」ということになると思うのである。<sup>(10)</sup>

市町村のあり方について、幸之助はここでは特に論じていない。市町村を残すのであれば、市町村・都府県・道州という三重行政になるが、市町村を廃止すれば都府県・道州の二重行政ということになる。この時の『PHP』誌の発行部数は、約一四〇万部であった。

幸之助は、『PHP』誌以外でも、同様の主張を述べている。昭和四三（一九六八）年七月の『PHP』誌における主張に直接つながったと思われるものは、同年四月一日、国立京都国際会館で開かれた

西日本経済協議会第七回総会における発言である。この総会では、府県合同を含む広域地方行政が重要議題として掲げられており、当時の新聞記事によれば、幸之助はこれを積極的に推進すべきだと発言したという。<sup>(11)</sup>『PHP』誌における発表の後、昭和四四（一九六九）年一月四日には読売テレビの『新春放談』<sup>(12)</sup>に出演し、中馬馨大阪市長との対談で道州制について論じている。昭和四五（一九七〇）年三月以降は「廃県置州」を述べず、「置州簡県」のみを述べていたようである。

## 2 粟本順三との対談

『PHP』誌における「廃県置州」の主張の数年前に、松下幸之助は、当時、阪神高速道路公団理事長であった粟本順三との対談で、府県制度の変更について議論していた。昭和三八（一九六三）年四月一五日発行の『財界』春季特大号は、両者の対談を掲載している。粟本が「関西経済の地盤沈下」について述べた際、幸之助は突然話題を変えるようにして、次のように述べた。

松下 やっぱり府県制度というものにメスを入れんといけませんな。

粟本 関西財界では、関西経済連合会それから関西経済同友会で、二十七、八年ごろから、府県廃止、道州制という意見書を出してきたわけです。しかし、これはなかなか一気にいかん、それから、自治をどうするんだという障害がありますからね。だから、さしあたりは府県合併する、それには大阪、奈良、和歌山、三つぐらい先に

やっちゃん。

松下 そうですが、それに知事さんあたりが情熱を持つてもらわなければなりません。

粟本 松下さん、和歌山県の小野知事は前の選挙のときも、大阪と合併するんだという公約でしたね。今度もやると言つてます<sup>(マヤ)</sup>が…。

松下 これ、ひとつ実現する方法ないですか。まず初めて日本全体の府県のうちで、この二つが合併すれば、一つの大きなショックを与えますからね。<sup>(13)</sup>

さらに琵琶湖の開発と広域地方行政の問題について、両者は次のように論じている。

松下 琵琶湖でも、滋賀県というのが独立しているところに、やはり県民の権益ということが第一になるわけですね、滋賀県にあれが存在しとする以上は、それが、京都と滋賀を合併する、あるいは大阪とも合併するとなれば、琵琶湖のことも滋賀県ばかりではなく、あわせて京都、大阪のことも同時に考えますもんな。そこに非常に大きな創意が生まれてくるわけですね。

粟本 琵琶湖の総合開発について、滋賀県自体としても、そういう根本的な考え方には別に異存はないと思うんです。ただ、滋賀県側に言わせると、「大雨が降つて水が増えると洗堰のところを締めてしまうので琵琶湖の水位が上がる、また逆に下流に水が足らないとどんどん流しますから、水位が下がる。そうすると水位が上がれ

目次の表記	書名	発行年
自治の根本改革 府県の合同 産業の開発と物価の低下	『財政読本』	一九二六
府県合同弁	『皮と肉』	一九二七
時局大観 二十二府県の合同	『吳越同舟』	一九三一
府県町村の合同	『世界と日本』	一九三一
府県の合同	『日本民族の将来』	一九三三
府県合同と選挙改正	『日本の行くべき道』	一九三三
日本改造論 八、府県の合同	『はきちがえ』	一九三三
町村会の構成問題 三市町村の廢合 と府県の廢合	『生活改善』	一九三八
大大阪に求るもの 十府県聯同の大公園	『動く日本』	一九三九
府県合同の弁	『来るべき日本』	一九四一
府県ブロック	『日本の底力』	一九四一
府県ブロック	『下村海南選集』	一九四一
八紘為宇と府県合同	『終戦秘史』	一九五〇
地方監督府制	『終戦記』	一九四八
手おくれ帳 義勇隊と竹槍、主要食一割減、陸海報道部の合同、地方総監制	『戦争と建設』	一九四四
府県合同と国立公園	『我等の暮し方考え方』	一九五三

表1・下村の著書における道州制の主張

ば沿岸の田畠は浸水しますし、水位が下がれば、漁業はだめになる。灌溉用水も大きなポンプをつけないとみ上げられない。まあ滋賀県の県民というのは琵琶湖とともに苦楽をともにしてきたんだ、滋賀県政というものは琵琶湖水政で終始一貫して苦労しておるんだ」と、こうおっしゃるわけです。ところが下流の方では、水はただで流れてくれるもんだというような考え方で、まあ滋賀県のことはあんまり考えてくれん。そこに滋賀県側の非常な不満があるわけです。これは私はある意味じゃ分る。というて今お話のように、大阪と滋賀と別であれば、大阪府の知事が滋賀県の砂防をやるとか、あるいは植林をするとかへ、金を出すわけにいきませんわな。もしそれが一つのものであれば、財政的にそういうことをやれるわけですね。<sup>(1)</sup>だから、やっぱり府県の行政区域といつものが何もかもがガンですよ。<sup>(2)</sup>幸之助は「やっぱり府県制度というものにメスを入れんといけません」と述べ、栗本は「やっぱり府県の行政区域というのが何もかもがガンですよ」と主張している。この言い方から推測するに、両者は府県の合同について、これまで既に議論していたようである。

栗本順三の父であった栗本勇之助は、明治三三（一八九九）年に共著で『府県制郡制私義』を出版しており、地方行政に関心が深い人物であつた。また、学生時代から下村宏と和歌山県人会を組織し、後に東京では下村を中心に紀友会、大阪では栗本勇之助を中心に木友会が運営された。幸之助は昭和一二（一九三七）年に木友会に入会し、戦後は幸之助を中心に音無会と改称して運営された経緯がある。<sup>(3)</sup>

これら的事情と、下村が戦前において道州制を最も熱心に主張した人物であったことなどから、府県制の問題は、戦前から和歌山県人会でしばしば議論されていましたと考へられる。幸之助は道州制について「これまで多くの人びとによっていろいろと意見が出されている」と述べたが、下村による議論も念頭においていたと考えてよいのではないか。

## II 先行研究の中の下村

### 1 下村による言論活動

下村宏は、通信省の官僚時代、日露戦争の直後から、府県制の限界を強く認識し、「自己の体験よりにじみ出た主張」として道州制の導入を唱えた。大正四（一九一五）年に台湾總督府民政長官に抜擢されると、台湾に州庁制を敷いた。大正一〇（一九二二）年に朝日新聞に入社すると、精力的に言論活動を展開し、道州制の概念を広めたのである。あるが、下村の著作の「目次」の中で「府県の合同」「府県の廃合」「府県ブロック」「地方總監府」などの言葉が明記されているものは表1の通りであり、一六冊が確認できる。

その他、「鯖を読む話」（一九二九年）の「目次」に「対策二三」とあり、「府県の合同」などの言葉は明記されていないが、この問題について説いたものもある。また、別な問題について論じている時に話題をもつて「道州制について述べた」と判断するのかは難しい問題であるが、下村の著作の「目次」の中でも「府県の合同」「府県の廃合」を唱えた。大正四（一九一五）年に台湾總督府民政長官に抜擢されると、台湾に州庁制を敷いた。大正一〇（一九二二）年に朝日新聞に入社すると、精力的に言論活動を展開し、道州制の概念を広めたのである。

府県合同、それがいやなら府県ブロック、それでもいやなら府県の上に道の新設<sup>(4)</sup>。

さうした方法によりこの便利な狭くなり小さくなり、しかも繁く密接になつた各府県の行政を統一してゆくといふ事は筆者数十年來の持論であるが、それがボツボツあちこちで筆にされ口にされて来た。年々の地方官會議でも既に警察に産業に、さうしたブロック説が論議されて来てる。<sup>(5)</sup>

こうしたものも含めれば、彼が府県の合同について論じた書は優に二〇冊以上にのぼる。下村は、恐らく戦前の日本で府県の合同について最も多く筆にした人物ではなかつたか。

また、昭和八（一九三三）年二月一四日、東京から全国中継されたラジオ放送で、下村は次のように演説した。

交通の発達に伴ひ、国内相互の社交関係、経済関係は益々密接となり、更に国際関係にまで推しひろめられて来ました。日本国民は氣を捕へて遠く広く眼を国際関係に向けねばなりません。

各府県などもそれぞれ合同すべしとは、私の古くからの主張でありまして、ラヂオでも度々放送しましたが、本夕は市町村の合同につき放送いたします。<sup>(6)</sup>

下村は日本屈指の雄弁家であり、ラジオの出演回数も戦前において最も多い人物の一人であった。<sup>(22)</sup>下村によるラジオ演説は一般の人気も高かつたことから、昭和初期において「府県の合同」はラジオで広められた部分も大きかつたと考えられる。

## 2 先行研究に関する問題

これまでの道州制案や府県合同の主張に関する先行研究は、まさに汗牛充棟であり、ここにそれらを列挙することはできない。筆者は知りえる限りでこれらの研究を調査したが、次の三点はこれまでの道州制の歴史に関する研究の傾向として、おおよそ間違いないと考えている。

第一に、道州制や府県合同の主張の歴史は、行政学の観点から研究されたものが圧倒的に多く、思想史の観点から調査されたものは見つからなかつた。言いかえれば、道州制について、誰が言い出したかといふ問題はあまり注目されず、どのような案がいつ提出されたか、どのような案が議会で議論されたかという観点からの研究がほとんどである。その案を提出した個人名に触ることはあっても、その個人が誰からどのような影響を受けた人物であるか、どのような経歴の人物であるかなど、主張する人物の人生にまで迫るような研究は、筆者の調査の範囲では皆無であった。

第二に、戦前の府県合同や地方総監府について論じた研究で、下村宏について言及しているものはまったく見当らなかつた。下村が朝日

新聞副社長や貴族院議員で二〇年以上論陣を張り、ラジオでも府県合併問題を再三主張していたにもかかわらず、今日の道州制の歴史に関する議論でまったく忘れられていることは、誠に奇妙だと言わざるを得ない。また、下村は戦前においてラジオ演説の名手として著名であつたことから、道州制の概念はラジオで広められた可能性が高いが、ラジオ放送の影響について言及している研究も見当らなかつた。

第三に、大正九（一九二〇）年の台湾における州庁制導入について、台湾史を概観する研究では一部言及されることもあるが、これを主題として扱つた研究は見当らなかつた。日本の広域地方行政研究の文脈においても、台湾の州庁制に言及している例はわずかしかな<sup>(23)</sup>い。

さらに、台湾における州庁制導入と、日本本土における昭和二〇（一九四五）年の地方総監府制が、下村宏という同一人物によつて推進されたという事実を指摘している研究は皆無であった。後述するよう、太平洋戦争末期の地方総監府制についてはいくつか先行研究が確認できたが、これと台湾の州庁制が関係しているという指摘はまったく見つけられなかつた。

下村は、玉音放送の最高責任者という重責を担つた人物であるにもかかわらず、今までほとんど研究されていないので、彼が道州制の導入に心血を注いだ事実も看過されている。しかし、昭和三二（一九五七）年一二月に下村が亡くなつた時、石井光次郎副総理は下村に関して「政治については、戦前から府県制を批判し、道州制をしけと強く主張していた<sup>(24)</sup>」と述べ、台湾総督府における改革にも言及しているので、下村と同時代に生きた人はこの事実を認識していたと想像される。

台湾における州庁制があまり議論されないのは、そもそも台湾史の研究が不十分な状態にあるからだと言える。檜山幸夫は台湾における台湾史研究について、昭和二二（一九四七）年に嚴戒令が布かれてから昭和六三（一九八八）年の李登輝總統の出現まで、研究の自由どころか言論の自由すらなかつたと指摘しており、日本における台湾史研究も、「支配と被支配、弾圧と抵抗という単純な構造のみで全歴史過程が語られてしまつた」と述べている。後者は在日台湾人によるこれまでの台湾史研究では、より一層強調された歴史觀だったと言えよう。こうした因式では、下村のように台湾人に評判のよかつた日本人為政者はあたかも存在しなかつたかのように描写され、むしろ圧政を行なつた日本人の方が大きく扱われてきたのである。

また、道州制の概念がラジオで広められたことを重んずるならば、次の二点にも注目すべきであろう。第一にラジオによる主張は「声の思想」であり、文字で書かれた思想とは異なる特徴を有していることである。例えば「声の思想」は「文字の思想」に比べて概念があいまいであり、厳密な内容を議論することが難しい。そのため、おおよそ概念はラジオで広まるが、具体的な政策議題となるためには、さらには別な形式の言論活動を必要とするのである。しかし、より広く広めるためにラジオ演説は紙媒体による発表よりも有効な手段であり、当時において道州制導入の雰囲気やムードを盛り上げたのは雑誌や書籍よりもラジオではなくかと考えられる。

第二に、ラジオの思想はその提唱者の名前が必ずしも記憶されない場合がある。ラジオ演説の場合、演説の前後に話し手の名が紹介され

るが、途中から演説を聞き、最後の紹介の際に名前を聞き逃した場合、その主張に賛同しても、それが誰の主張であったのか聞き手には記憶されない。新聞のラジオ欄に名前が明記されていれば確認することはできるが、ただなんとなく放送を聞いていた人は必ずしも名前の確認まではしないであろうし、それでいて道州制の概念については知ることになる。昭和初期の日本は、外に音が漏れやすい家屋の特徴と、外に音を漏らしても平気な風潮により、外で道を歩いていても、ラジオは時として勝手に聞こえてくるものであった。つまり聞く気がなくとも、日常生活の中でなんとなく放送を聞かされる場合が多々あったのであり、この場合は主張する人物の名前までは必ずしも記憶されなかつたことが考えられる<sup>(25)</sup>。

第三に第二点とは逆に、ラジオで下村の名を知り、下村の著作を読む場合も考えられる。この場合は、下村がラジオで道州制について一切論じていなかつたとしても、下村の演説に感銘を受けて下村の書を読めば、放送をきっかけに道州制の主張について知ることもありえる。つまりラジオと書籍のメディアミックスによって、道州制の概念が広まつた場合も考えられる。

昭和初期においてラジオ演説は最も社会に影響力のある言論手段であつたことと、下村が日本屈指の雄弁家として人気の高いラジオ演説家であったことは、道州制の歴史に関する研究において、もっと注目されるべきであろう。

### III 下村の台湾時代

#### 1 下村の統治の概要

日本は日清戦争で勝利して台湾を領有すると、台湾総督府を置いて統治を始めた。台湾総督府は台湾における全権を担った組織であり、下村が台湾に赴任した当時、最上位に総督、次位として軍事以外を司る民政長官が置かれていた。民政長官は下村の手によつて、大正八年（一九一九）年、総務長官へと改変されている。総督は、「床の置物」<sup>(2)</sup>と揶揄されたり、ほとんど台湾で勤務しなかつた人もいるなど象徴的な役職であり、実質的に行政に手腕を發揮したのは長官であつたと言える。

下村は遞信省の官僚時代、郵便局の簡易保険を成立させた実績を買われ、大正四年（一九一五）年一〇月、四〇歳の若さで台湾総督府民政長官に抜擢された。下村の台湾における功績について、高濱三郎は次のように述べている。

下村長官の在任は七年の長きに亘つた。その間安東総督を佐け、明石総督を送り、田総督を迎へ、長官として一代総督のみに仕へる者多きに、彼は三代の総督を佐けてよく統治の円満を完ふした。彼の胸中には聊かの釣名機利の念なく、常に春風の颯々たる如く、然かも識量他に秀で才能他に勝れて、名長官の名をほしいままでした。下村長官の重なる治績を挙げれば教育令制定、司法制度改革、地方公共団体たる府地方費を設け、財政的団体とした。<sup>(3)</sup>

を設けたのであるが、越えて大正十一年一区を加えて十九区とした。州、市街庄を地方公共団体とし、州知事、市尹、街庄長をその団体の理事機関とし、別に州、市街庄協議会（内地の府県会、市会、町村会のごとき）を設けて諮問機関とした。更にまた二府をもつて一種の地方公共団体たる府地方費を設け、財政的団体とした。<sup>(4)</sup>

台湾における地方制度はそれまで県庁制や府制であつたが、区域がめまぐるしく変わっており、改革を重ねてきたと言うよりも不安定であつたと考えることもできる。州府制の導入は、なかなか一定に定まらない地方行政の区域をより広くし、ようやく固定化することに成功した改革だったのかもしれない。

また、それまで軍官しか総督になれなかつたが、大正八年（一九一九）年に文官でも総督になれるように改正され、民政長官は総務長官とされた。<sup>(5)</sup>台湾総督府の歴史は、この下村による大改革を境にして、それ以前を武力による專政統治とし、以降を啓蒙や教育による文治とするのが一般的な理解である。地方制度の改革も、そうした改革の一環であつた。下村は昭和一三年（一九三八）年に自らの改革を振り返り、「地方自治制の創始は一仕事でした」と回顧しており、他の人の証言にも「自治制度の確立に至つては、それが為め下村長官が如何に心血を絞つて努力せられたかは知る人ぞ知る」という主張がある。

2 州府制の将来像

地方自治制度の導入に当たつて、下村はこれを「時勢と民度に順応

方制度の革新、委任立法問題の解決等、明石、田両総督に献策して善治を遺した。<sup>(6)</sup>

また當時台湾銀行頭取であった中川小十郎は「氏の如く本島人の信頼を博した人は蓋し稀であらう」と述べ、橋本白水は「才氣万能の長官下村氏」<sup>(7)</sup>と書いている。在日台湾人の黄昭堂は、日本による台湾支配に批判的であるが、「下村は有能な行政官で、評判はよかつた」とか「下村はリベラルさがゆえに、総務長官として高い評価を得ている」などと評しており、他の日本人支配者は異なつて下村だけは否定的な評価をしていない。下村は、台湾総督府史上、最も高く評価された長官であったと考えられる。

大正九年（一九二〇）年の州府制導入について、外務省條約局は戦後に次のようにまとめている。

大正九年七月の地方官官制改正は、従来の改正とは全く趣を異にし、すなわち中央の権限を大巾に地方行政に委譲し、いわゆる地方分権の実を擧げるとともに、地方公共団体の制度を設け、地方自治行政の創始となつたのである。：

新制度による地方行政は、台北、新竹、台中、台南、高雄の五州及び台東、花蓮港の二府であつて、州の下には郡・市・街・庄を置き、府の下には支庁・街庄及び区を置いた。これによつて五州はこれを台北、台中、台南の三市及び四十七郡に小分し、更に各郡下に二百六十街庄を置き、また二府の下には八支庁、三街庄、十八区

せんことを期したもの」と説明している。<sup>(8)</sup>自治体の長や協議会員は民選ではなく官選であり、各地方の協議会も議決機関ではなく諮問機関であるが、「将来は二階三階と段々其の歩を進むべきであると云ふことを明言して置く」と述べ、次のように主張した。

今回の地方制に於て協議会は恒久的に諮問機関たるべきやと云へば、必らずや或る時期に議決機関たるべき運命を以て居る事は疑を容れぬ。従つて民度の進歩に伴ひ、官選も一部民選となり、全部民選となる、諮問機関も亦議決機関となる。之は大勢の趨く處である。<sup>(9)</sup>

またこの制度は地方財政の安定化のためのものであると同時に、「各地方的の狭い気分に囚はれぬ」ようにするとも述べている。<sup>(10)</sup>後年に至ると、地方自治制度の導入について、その理由を二点挙げ、第一に交通や情報が発達し、台湾の衛生状態もよくなつたので人の動きが活発になり、これに見合うだけの権限が人々にとつて必要になつたと感じたことであり、第二に、朝鮮でも地方自治が進みつつあつたことを意識したとしている。

しかし下村が仕えた三人目の総督であった田健治郎は、下村の描く将来像に反対であった。田は次のように述べている。

今日は動もすれば民族自決などの説を唱ふる者もあるが、我政府は民族自決は台湾には許さない。随つて自決の径路に進むべき台湾の自治は断じて之を許さない。我政府の方針とする所は、台湾が漸次進歩して内地同様に至らしめ、帝国の憲法下の民たらしむるにあるのである。これ即ち今回の評議会が諮詢機関にして決議機関たらざる所以である。<sup>(43)</sup>

田の考え方は、当時の日本の為政者から見れば、特に反動的であるとか庄政的であるとは言えない。むしろ将来的に台湾人の民選議決機関を想定していた下村の方が、かなり先走りしていると見られていたようである。大正一〇（一九二一）年七月に下村が辞職を申し出ると、田との意見の衝突が原因であると多くの人が考えた。<sup>(44)</sup> またある人は台湾人を尊重しそすぎたことこそ、下村の「幾分の失政」であると断じた。<sup>(45)</sup> 田は通信大臣時代に朝日新聞取りつぶしを強硬に主張したが、<sup>(46)</sup> 下村が長官の職を辞して朝日新聞に入社したことは、両者の不仲説に拍車をかけたことであろう。下村自身は、田と地方分権について「僕は台湾地方自治制の実施に付ては全部気持よく田総督より委任され理解されて之を完うした」としており、特に田との間に軋轢があつたとは述べていない。

下村は大正四（一九一五）年に民政長官に抜擢された時、一二日間台湾を視察し、同年一一月二三日、今後自分が為すべき政治について『台湾統治ニ關スル所見』を当時の総督であった安東貞美に宛てて書

いた。<sup>(47)</sup> 地方制度の改革を含め、彼がその後に行なった行政は、ほぼこれに集約されていることが確認できる。下村の在任期間は足かけ七年にわたり、歴代全長官の中では後藤新平に次ぐ長さであつたことを合わせて考へると、当初予定していたことを一通り行なつたので大正一〇（一九二一）年に辞職したと見るのが自然であろう。つまり、辞職することを中心にしてから、民選議決機関の設置など、遠い将来の理想を遠慮なく公言したのではないかと推測できるのである。

辞任後の下村は、現役の総督や長官に影響が及ばないよう、台湾政策については努めて発言を控えていたようである。<sup>(48)</sup>

#### IV 地方総監府制

下村宏は台湾総督府民政長官を辞任の後、朝日新聞の専務取締役、副社長を歴任しながら道州制について活発な言論活動を展開した（表1）。昭和一一（一九三六）年の二・二六事件をきっかけに退社して貴族院議員になつて以降は、議会で活動を始め、終戦時の鈴木貫太郎内閣に入閣すると、ついに地方総監府制という形で道州制に近い制度を実現させた。下村を中心に見れば、地方総監府制は彼の長年の理想を戦時体制に紛れて実現させたものであり、これまでの言論活動の成果であつたと考えられる。

##### 1 本土決戦と地方総監府

昭和二〇（一九四五）年四月に発足した鈴木貫太郎内閣は、同年六

月、地方総監府制を敷いた。これについて、日本で道州制として機能したものとしては「最初で最後のもの」という指摘や、「止まることが知らぬ戦局の悪化」によって作られた「連邦国家に近い体制」などの評価がある。また、「現代に普遍的な行政が、戦時行政という衣をまとつて現れたもの」という分析や、「総力戦体制のための行政機構改革へ還元しきれない質を有する」という見方もある。

そもそも太平洋戦争末期の日本は、本土決戦の準備がほとんどできていなかつた。八月九日から一〇日にかけての最高戦争指導会議において昭和天皇は、陸軍参謀総長の報告とは異なり、九十九里浜の防備すらまつたく不十分であることを一つの理由として終戦の御聖断を下した。<sup>(49)</sup> 下村によれば、本土決戦のために国民義勇隊に用意された武器として、首相官邸に陳列されたものは地槍や石弓であった。長く台湾にいた下村は沖縄戦の前に、アメリカ軍が狙うのは台湾ではなく沖縄であると述べたが、軍部はわざわざ沖縄の軍隊の一部を台湾に振り向けたという。兵隊の配置も武器の用意も情報の活用も不十分な中で、地方制度という戦闘のためには二次的な意味しか持たないものが、早々と地方総監府制として成立したのであつた。これは幾人かの識者が指摘しているように、地方総監府制が必ずしも本土決戦と密接な関係があつたとは限らないことを示している。

鈴木内閣で内務大臣を務めた安倍源基は地方総監府制について次のように述べている。

戦争の激化に伴い戦時行政の円滑な推進を図るために、東條内閣当

時の昭和十八年七月、東京都制実施とともに、地方行政協議会を設置した。

ところが、鈴木内閣の生まれた当時は、敵の空襲もいよいよ激しくなり、米軍はすでに四月一日沖縄に上陸し、本土決戦の様相は次第に強まってきた。

まさにわが国土は文字どおりの臨戦態勢下におかれていった。例えば敵が九州に上陸したと仮定した場合、中央と九州との連絡は断絶するので、九州だけで行政を行なう必要がある。

これに対応するため昭和二十年六月十日、「地方総監府官制」が公布された。もう少し早く官制を公布する予定であつたが、五月二十五日の大空襲で法制局が焼かれたため審議が遅れたのである。

「地方総監府」は地方行政協議会と同じく、全国を八地区に分けているが、総監府所在地の都道府県庁とは別個の独立した官庁であることが、地方行政協議会とは根本的に違う点であつた。<sup>(50)</sup> うには感じられない。

一方、鈴木内閣で国務大臣を務めた下村は地方総監府制について次のように述べている。

道州制に進むべき第一歩として地方行政協議会の出来た時、私は初めて首相官邸に東條首相をたづねた。更に道州庁への前進につき親しく力説した。次で小磯首相にも親しくりかへしたが、地方総監制は小磯内閣に於て行きなやんだ。総監は親任官となるために人事が内閣へうつる。それが内務大臣の反対理由なりといふ風聞まで伝つた。：我等は日本の国を考へてゐるので内務省を考へてゐるのではない。しかし時の大連内相は強く反対し、島田農相はじめ、一、二の閣僚之を支持し、餅について決定を見ず。遂に小磯内閣引退の一つの原因となつたとまで伝へられたのである。

その地方総監制は鈴木内閣では一時間足らずに解決されたのであつた。：

只ここに筆にしたいのは総監府制の将来である。閣僚の中から戦後はいかになるべきやにつき質問ありしき、私は戦後にはもとより此のままではいかぬが、さりとて元の府県制に立ち戻るのではなく、進んで道州制となるべしといふ所以を述べ、安倍内相もその主旨は賛成である、但し此際直ちに実行は致しかねるといふあいさつであった。<sup>(44)</sup>

矢野信幸は「地方総監府の設置にいたる政治過程と政策形成過程が、

基本的には内閣機能強化を策する内閣と、それに抵抗する内務省という政治的かつ政策的な対立図式を基軸として進行した」<sup>(45)</sup>と述べているが、これは下村の証言と合致している。

下村は、道州制の導入は「過去四十年間筆にし口にせる持論」と述

信省で電気事業の監督をしていたことがきっかけであつたとしている。山梨県の水力発電所から東京へ送電する時に、わずかな区間が神奈川県にかかるので神奈川県の許可が必要となつたが、神奈川県にはそうした業務に明るい人がいなかつたので、送電が可能となるまで不必要に長い時間がかかつたという。また宇治川電力は、滋賀、京都、大阪にまたがつていたため、設立までに三倍の手続きが必要であつたばかりでなく、府県同士の意見の食い違いでかなりの期間、業務が滞つたとしている。その他、「四日市市と熱田との築港」や「千葉県の我孫子と茨城県の取手の宿の間」の架橋、熊本県と大分県にまたがる阿蘇山の国立公園化などを例に挙げている。続けて次のように述べた。

今日では、益々統制の為に、各府県の間に打合せをすることが非常に頻繁になりました。私共地方何処を旅して居つても、東北は東北、九州は九州と其の土地々々で、其の県の経済部長或は警察部長、さう云ふ人達が殆ど三日にあけずに寄合ひをして居るのであります。或県に行つても、此の県で知事から各部長が皆揃つたことはない」と云ふことを能く聞くのであります。それ程御互に打合せが必要になつて来て居るのであります。従つて斯うした「プロック」をもう一つ組織化して、そこで集つて決めたならば、其の事業家が各官庁を一々廻らないで済むと云ふやうなことが出来ると、どれだけ生産の拡充が出来るか知れないのです。<sup>(46)</sup>

べおり、地方総監府制は彼のこれまでの活動の成果であったと強調している。また、戦後は改良を加えて道州制とし、府県制に戻るべきではないと考えていた。下村にとつて地方総監府制とは、まさに「普遍的な行政が、戦時行政という衣をまとつて現れたもの」であつた。<sup>(47)</sup>

## 2 貴族院における下村の言論活動

下村は遞信省の官僚時代、義和團の乱の直後に北京入りし、すつかり荒廃した光景を見て、「戦はめつたにやるものでない」<sup>(48)</sup>と考えた。反対して日米開戦に反対したりした。しかし、太平洋戦争が始まると、主張して日米開戦に反対したりした。しかし、太平洋戦争が始まると、主張して日米開戦に反対したりした。しかし、太平洋戦争が始まると、主張して日米開戦に反対したりした。しかし、太平洋戦争が始まると、主張して日米開戦に反対したりした。その後も日中戦争の早期終結を唱えたり、「日米間の戦争——これほど無意味な馬鹿氣たものは無い」と

昭和一八（一九四三）年一月ごろから軍部に妥協する政略をとり、戦時体制を利用することで道州制を実現させようと積極的に動いたのであつた。下村は道州制の導入について、「近衛、東條、小磯内閣を通じ、貴族院の演説にも口にしてある」と主張しているが、今日残る貴族院議事録から、その模様を確認することができる。

まず近衛内閣では、昭和一六（一九四一）年一月二七日に貴族院で演説を行なつた。日中戦争について「此の時局の済んだ後がどうなるのか」<sup>(49)</sup>（原文送りがなはカタカナ、以下同）と述べ、厚生省新設問題などに触れた後、内地の問題として「府県の行政区画の問題」を取りあげた。下村がこの問題を考えたのは「日露戦争の当時」であり、通

題は話し合われていたと主張した。

下村は東條内閣でも府県制に賛同する議会演説をしたと述べているが、これは記憶違いのようである。演説は昭和一九（一九四四）年二月七日であり、同年度の予算案が提出された議会であった。下村はこの予算案に賛同する演説を三五分行なつたものの、特に道州制や地方行政に関する言及は見られない。東條を持ちあげたため、軍部には評判がよかつたようであり、「この演説を広く世上に流布すべしとの勧告をうけた」と証言している。

小磯内閣における演説は、昭和二〇（一九四五）年二月八日であり、これも昭和二〇年度の予算案に賛成する演説であった。「何と言つて居る國はないのであります。交通が段々頻繁になり、世界は皆狭くなつて来る時に、銀行と言はず、会社と言はず、市町村と言はず、総てが皆合同されて来る際に、府県の区劃だけは旧に依つて動かない。偶々又此の大東亜戦が起つて見ると、是ではいかぬ、府県割拠では宜くない、生産に配給に有らゆる点に於て宜くないから、此處に協

議会と云ふ先づ制を布いて、「ブロック」が出来て來たのであります。其の後或は鳥取の地震、或は九州、中国の風水害、さう云ふ時にも、此の協議会制になつてある為に相当効果を挙げたのであります。私共がまだ日露戦役の直後に、滋賀と京都と大阪に跨つて居る為に、宇治川水力の成立にどれだけ時を要したか、こだわつたかと云ふことと、近く河原田長官の下で、此の水力問題と言はず、琵琶湖の水位を低めて新地を造る有らゆる問題が、どんどん解決されたのを見て、今更に何故此の割拋されて居る府県が早く法的にも合同されぬかと云ふことを思はざるを得ないのであります。<sup>(註)</sup>

「ここでも下村は、宇治川の水力発電について触れている。この演説は東條内閣の時のものに比べれば、「必罰」を強調するなど、軍部にすり寄るような語勢は少なくなっている。

さらに府県の合同問題の最も重要な目的について、次のように述べた。

私の一番重点を置くのは、日本人の氣宇を大にする、其の襟度を大きくする、大東亜の指導者的大国民たるに相応しい気持にする。此の国民性を陶冶すると云ふことは、永遠不朽の大日本民族の我々の後継者に残すべき我々の大きな義務であります。(註)

下村は、この制度は平時であれ戦時であれ、常に重要であると主張し、「どうしても手続を思い切って簡素化し、人を思切つて減す」こ

京と大阪で展開され、下村は第一回の「定例政策研討会」から参加している。<sup>(28)</sup>また、昭和二八（一九五三）年七月末に東京常任世話人に就任し、昭和三一（一九五七）年一二月の死去まで運動の一翼を担つたのであつた。<sup>(29)</sup>

日本の主権回復とともに開始されたこの運動において道州制の導入は中心的な課題ではなかつた。しかし、下村がこの制度に並々ならぬ熱意を持つていたことから、この運動を通じて下村と松下が道州制についても議論を交わした可能性が考えられる。<sup>(8)</sup>以下、両者による道州制の主張の内容に注目し、どのような共通点と相違点があるのかを明確にして行きたい。

1 図式による理解

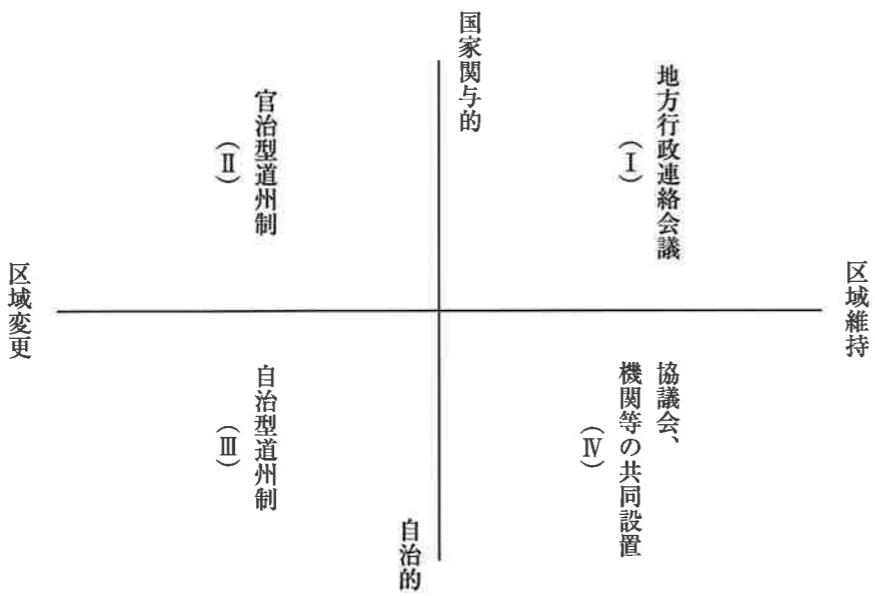


図1・広域行政の図式（佐藤俊一「日本広域行政の研究」〔成文堂、2006年〕p.4より改稿作成）

とが必要だと述べた。

こうした議会活動は、鈴木内閣における地方総監府制への布石になつてゐたと考えられる。さらに既出の通り、下村は東條や小磯に対し道州制の導入を訴えて直談判をしたのであつた。地方総監府制は鈴木内閣においてあつけなく一時間足らずで導入が決まつたが、下村がこれを積年の宿願であつたかのように述べることは、十分に理由のあつたことだと言えよう。

一方これとは別に、下村にはもう一つの重要な「持論」があつた。それは天皇のラジオ出演によつて世論を終戦に導くことである。これは八月八日に二時間の単独拝謁をすることによつて、八月一五日の放送実現にこぎ着けた。しかし下村が心血を注いだ地方総監府制は、地方行政事務局に改組され、これも結局は昭和二二（一九四七）年に廃止となつてしまつた。戦後の下村は「戦時中折角地方総監制とまでなつたものが又昔の狭い井ゲタの中へ逆戻りした」と悔しさをにじませている。<sup>(25)</sup>

ち上げてお互に協力する方法などを指しており、非公式な協力も含みうるものであつて、一定の形式があるわけではない。

この図式に従えば、下村による台湾の州庁制と地方総監府制は、(II) であった。もともと植民地の台湾では(IV) の業務は少なく、存在したとしても公式に認められれば、(I) とされたはずである。つまり広域地方行政はほぼ(I) が中心だったと想像され、下村はこれを台湾総督府が持つ絶大な権力によつて左(II) へ移行させたのであつた。

日本本土に関する台頭は、昭和一六(一九四一)年一月二七日に近衛内閣で行なつた演説で、下村は「県の經濟部長或は警察部長、さう云ふ人達が殆ど三日にあけず寄合ひをして居る」と述べている。「寄合ひ」が具体的にどのようなものかは不明であるが、(IV) のような事務が頻繁に発生していた状況を示唆している。やがて戦争の激化に伴い、あらゆる行政が国家関与的になつて行く中で、(IV) の業務は(I) へ変化して行つたはずである。下村は戦時体制における中央集権的な國家権力を使つて、業務形態を(I) から(II) へ動かしたと解釈できる。

その一方で、下村は台湾の州庁制は、やがて官治型を脱して自治型へ移行すべきであると考えていた。(II) から(III) への漸次的移行であり、「自治の訓練」の後、遠い将来においてこれが可能になると想定していたのである。地方総監府制の場合は、終戦後に変更を加えるべきだと主張しており、「中央よりの特殊官衙である通信鉄道財務鉱山林野等々を通じてその監督事務をも横にせる合同を見ねばならぬ」ようにするものであり、この観点では「小を大にする」ことも意識していた。制度上の改革は「大を小に」であつたが、人々の「気分」は「小を大に」という観点であつた。

大正一〇(一九二一)年に官僚を辞して身を朝日新聞に転じてから下村は、もっぱら「府県の合同」を唱えていた(表1)。「交通の発達に伴ひ、国内相互の社交関係、經濟関係は益々密接」となつたため、行政区域を拡大すべきであると主張したのであり、これは「小を大にする」という考え方であつたと言える。

昭和一一(一九三六)年に朝日新聞を退社し、貴族院議員になつてからは「大東亜新秩序」として道州制の実現に向けて活動をした。これは中央の権限を地方に移すことであり、「大を小にする」という改革であった。また府県の合併でことが「荒立つならば」、府県の上に道府や州府を置く方法もあると主張しており、市町村・府県・道府という三重行政でも良いと考えていた。これは幸之助が唱えた「置州簡県」に似ており、必ずしも府県を廃止しないことで改革に伴う摩擦を少なくしようとしたのである。もっともこの時も、「日本人の氣宇を大にする」と述べていることから、「小を大にする」というとらえ方もしていたと言える。

下村宏による台湾の州庁制は、特に地方への権限委譲を重視した改革であつた。幸之助の表現を借りるならば、主に「大を小にする」改革だつたと言える。台湾に限らず、植民地支配において経済性の追求は最重要であつたため、権限委譲は経済性の追求を主な目的としたと言える。同時に下村によれば、州庁制は「各地方的の狭い気分に囚はれぬ」ようにするものであり、この観点では「小を大にする」ことも意識していた。制度上の改革は「大を小に」であつたが、人々の「気分」は「小を大に」という観点であつた。

松下幸之助の「小を大にする」という主張では、横軸のみが問題となつており、図1で言えば左へ移行することを志向していた。同時に「行政規模の適正化をはかるだけでなく、それらの各州に国内政治の主体を置くようにするということである」と主張していることから、官治型道州制はあまり問題になつておらず、最初から(III) を志向している。これが後に「大を小にする」と言いしかえられて、さらに明確化されるようになつた。戦前の府県知事は内務省による官選であったが、幸之助は戦後の民選知事となつた状況のみを意識していたはずであり、官治型道州制(II) を経由する必要性を感じていなかつたようである。つまり、下村の場合は二段階による自治型道州制への移行であつたが、幸之助は、最初から自治型道州制へ向かおうとするのであつた。

## 2 「大を小に」か「小を大に」か

松下幸之助は、自らの道州制の主張を「小を大に」から「大を小に」と言いしかえた。基本的な考え方は特に変わつていないが、地方への権限委譲を強調するために「大を小に」と言いしかえたのであつた。

下村と幸之助の主張の類似点を挙げると、第一に交通や情報の発達に伴つて「日本の国は時間的に非常に狭くなつた」という認識は同じである。第二に、両者とも道州制の導入は、より一層の経済発展を期するという点で一致している。第三点として、道州制導入に抵抗が大きければ、両者とも府県制度を何らかの形で存続させながら道州制を実施することも考えていた。

ここで最も重要な点は、両者ともさらに経済発展して行くことを強く志向していたことであろう。下村が昭和九(一九三四)年に初めて松下電器を取材した時、特に注目したのは幸之助の経営理念の根本とされる「産業人の使命」ではなく、松下電器が「絶えざる工夫改良」を行なつてゐることであつた。下村は幸之助の取材記事の最後を「絶えざる研究に伴ふ絶えざる改善、そこにすべての事業の生命がある。我等人間とても生きた機械であるから、これ又そこに絶えざる研究と修養が要求されるのは当然すぎる」と結んでいる。

幸之助は冒頭の引用の通り、「府県制度にかぎらず、國家運営あるいは自治体運営の組織や機構について、たえず検討を加え、刻々に修正を加えてゆかなければならない」と述べており、道州制についても「絶えざる改善」を重視している。下村が道州制の実現に強いこだわりを持つたのは、やはり国家制度の「絶えざる改善」による経済発展を望んでのことであつたと考えられる。

両者の違いを擧げるならば、第一に道州制によつて「国民性を陶冶する」という考えは、幸之助には見られないようである。特に「大を小にする」という発想からは、この考えは生まれにくい。第二に、下

村の考えは「国民性を陶冶する」という観点では常に「小を大にする」という発想であったが、台湾の州庁制や地方総監府制は権限の地方への委譲という意味では「大を小にする」発想であった。つまり、下村の場合は、この二つが入り交じっているのである。幸之助の場合、行き着いた発想は「大を小にする」であり、二つの発想を同時に主張することはなかった。

この相違が発生した一つの理由として、両者が活躍した時代の違いを挙げることができるかも知れない。下村は府県割拠の弊として「狭い地方的差別觀念」<sup>(2)</sup>があるとし、次のように述べている。

国家が聯合して出来たドイツ人すら、国外へいってプロシヤ会とかザクセン会、バイエルン会などは作らない。アメリカ人が外へいっても：加州会、テキサス会をつくたとは聞かぬ。しかし我が同胞は小さい府県にもあきたらず桑港のポスト街へゆくと県人会の外に何藩何藩郷友会の看板まで軒並みにかかる。

江戸時代の氣風をまだ残していた戦前において、地方ごとにお互いを差別する觀念はかなり強かつたようである。一方、戦後の状況を意識して語る幸之助には、これは特に認識されなかつたようである。

もつとも、もし今日なお残る地方ごとの差別意識に注目するならば、「国民性を陶冶する」という考えは、幸之助にとってまつたく受け入れられないものであつたとは言えない。教育、宗教、道徳にも多大な関心を持つた幸之助ならば、道州制の導入によって「国民性を陶冶す

る」と主張したとしても、特に不自然ではない。むしろ、この点は幸之助の主張がさらに発展する余地を残していたとも考えられ、道州制について引き続き深く考究する機会があつたならば、下村と同様の主張を展開したことは十分に考えられる。

## VII 結論

松下幸之助の道州制に関する主張は、府県の合同を強調して「小を大にする」という発想から「大を小にする」という発想へ変化した。本稿ではその発想の源泉を探り、和歌山県人会において、府県制度の批判が以前から展開されていた可能性に注目した。

幸之助が戦前から懇意にした和歌山県人で、道州制の実現に並々ならぬ熱意を持っていた人物として下村宏がいた。下村は台湾総督府において大正九（一九二〇）年に州庁制を導入し、退官して朝日新聞副社長に就任すると府県の合同を唱え続けた。昭和一一（一九三六）年に貴族院議員に就任すると議会活動を始め、近衛、小磯内閣で道州制導人にに関する議会演説を行ない、東條、小磯總理には単独会見して断行を促したという。鈴木内閣に入閣になると地方総監府制を実現し、終戦後はこれをさらに改良すべきであると考えていた。幸之助の道州制論は、下村によるこうした活動から何らかの影響を受けていたものと思われる。

幸之助は『P.H.P.』誌における三回の主張で、「とにかく決断、実行をすることである」、「まさに明日では遅すぎる」、「実行すべき時

期にきている」<sup>(3)</sup>と述べ、いずれの場合もはや議論の時ではなく実行の時であると強調している。戦前から道州制に関する活発な議論や運動があつたことを意識していたのならば、相変わらず議論ばかりが行なわれている状況に不満を感じたはずである。また、戦前の帝国憲法が一度も改正されなかつたことで「あのようなまちがいが起つた」と主張しており、いつまでも制度を変えないならば、国家は衰亡の道をたどると論じている。幸之助が、これまでの道州制に関する議論の歴史や制度のあり方などを必ずしも詳細に論じていいのは、論じることよりも断行を促すことに力点を置いていたからであろう。

さらに下村と幸之助が両者とも関心を持ち、戦前から下村が熱心に活動していた問題として観光行政の問題がある。本稿でこれは取りあげなかつたが、道州制と密接な関係のある問題であり、機会を改めて論じて行きたい。

### 【注】

- (1) 坂本慎一「玉音放送に至るまでの下村宏の事績と思想——松下幸之助との交流と共に」『論叢松下幸之助』第七号（P.H.P.総合研究所、二〇〇七年）。
- (2) 「P.H.P.」二四二号（P.H.P.研究所、一九六八年）九八〇九頁。
- (3) 同前九九〇一〇〇頁。
- (4) 同前一〇一頁。
- (5) 「P.H.P.」二五一号（一九六九年）一〇〇頁。
- (6) 同前一〇二頁。
- (7) 「P.H.P.」二六二号（一九七〇年）九九頁。
- (8) 同前九九〇一〇〇頁。

- (9) 例えば「今宵この人 新道州制論 松下幸之助氏」『信濃毎日新聞』一九七五年五月六日など。
- (10) 前掲『P.H.P.』二六二号一〇二頁。
- (11) 「綠地帶」「朝日新聞」一九六八年四月一二日、「うさぎの耳」「産経新聞」同年同日。
- (12) 『速記録』第九〇六九巻（P.H.P.総合研究所経営理念研究本部所蔵）。番組は約一三分間の放送であった。
- (13) 『財界』春季特大号（財界研究所、一九六三年）八五頁。
- (14) 同前八五〇六頁。
- (15) 栗本勇之助・森惣之祐『府県制郡制私義』（修学堂、一八九九年）。
- (16) 松永定一『新北浜盛衰記』（東洋経済新報社、一九七七年）二五〇〇一頁。その他、和歌山県人会における幸之助と下村の交流は前掲、「玉音放送に至るまでの下村宏の事績と思想」五九〇六〇頁。
- (17) 下村宏『非常時漫談』（四條書房、一九三三年）一一一頁。
- (18) 下村は「府県ブロック」という言葉を、地方協議会などとほぼ同じ意味で使っており、いくつかの府県をまとめたものととらえている。一方、高木鉄作「広域行政論の再検討——昭和一〇年代の道州制問題を中心に」『現代行政論の理論と現実——蠟山政道先生古稀記念論文集』（勁草書房、一九六五年）一八二頁は、府県ごとの割拠の弊害という意味で「府県ブロック」と述べているようである。下村に関する限り、こうした意味で「府県ブロック」という言葉を用いている例は見当らなかつた。
- (19) 下村宏『ブリズム』（四條書房、一九三五年）三八五頁。
- (20) 下村は、自身の主張だけではなく、昭和一〇（一九三五）年一二月に東北庁設置に関して政界や民間に具体的な動きがあつたことも紹介している（下村宏『人口一億』（第一書房、一九三六年）二五三〇四頁）。その他、下村は佐々木信綱門下の歌人であり、

- (55) 下村宏『遍路』（朝日新聞社、一九三四年）二六七〇八頁。
- (56) 前掲、「玉音放送に至るまでの下村宏の事績と思想」五三頁。また日本放送協会はラジオ出演者の人気投票を何度も行なつたが、下村の人気は高かつたことが明らかになつてゐる（日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第八卷〔電波監理委員会、一九五一年〕三三〇）（一頁）。
- (57) 矢内原忠雄「帝國主義下の台湾」（岩波書店、一九八八年）一七八頁など。本稿第三章第1節参照。
- (58) 小早川光郎他編『史料日本の地方自治』第二卷（学陽書房、一九九九年）二二〇四頁など。
- (59) 『朝日新聞』一九五七年一二月九日、下村の訃報記事より。
- (60) 台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』（中京大学社会科学研究所、二〇〇三年）三六頁。
- (61) 例えは、この種の研究として許世楷「日本統治下の台湾—抵抗と弾圧」（東京大学出版会、一九七二年）、史明『台湾人四百年史』（新泉社、一九九四年）などがある。
- (62) 昭和初期の日本のラジオ放送は、外に音が漏れやすい家屋の特質と、外に音を漏らしても気にしないという習慣によつて、時として聞く気がなくとも日常生活の中で勝手に聞こえてくるものであり、外で道を歩いていても、人々から漏れるラジオの音を聞かされることはしばしばであった。これは当時の他の先進国にはほとんど起らなかつた現象であり、学術書ではないが、筆者は、『ラジオの戦争責任』（P.H.P.研究所、二〇〇八年）において、この現象がもたらした社会的帰結を考察した。
- (63) (39) 『台湾時報』一九三八年六月号一三〇頁。
- (40) 同前一九三一年八月号四三頁。証言者は「日拓専務、小松吉久」とある。
- (41) 同前一九三〇年一〇月号一七頁。下村宏「台湾地方自治制に就て」より。
- (42) 同前同号一九頁。
- (43) 同前同号二五頁。
- (44) 同前同号一九、二四頁。
- (45) 同前同号二六頁。
- (46) 同前一九三一年一月号一五頁。下村宏「地方自治に対する希望」より。
- (47) 前掲、「ブリズム」五六〇～七二頁。
- (48) 前掲『台湾時報』一九三一年七月号一二〇三頁。
- (49) 同前一九三一年八月号五〇頁。
- (50) 同前同号五二頁。小宮元之助の証言である。
- (51) 松浦直治「根生いの新聞人」「世界の人間像」（角川書店、一九六一年）四六三頁。
- (52) 下村宏『呉越同舟』（四條書房、一九三三年）一八一～三頁。
- (53) 下村宏『台湾統治ニ関スル所見』（天理大学図書館所蔵、自筆和装本、「大正四年十一月二十三日稿」とある）。「第十四 民政の運用」において「台湾の地方制度を変更して知事（道長官）制度とするの可否は考究を要する所なり」（原文送りがなはカタカナ）と述べている。
- (54) 例えは、「台湾時報」一九三一年一〇月号、「思想と経済国難」の冒頭（一頁）で、下村は台湾では「閣下」と呼ばれており、方々に影響が出るからなるべく台湾行政について触れないようにすると明確に断わっている。
- (55) 佐藤克廣「道州制の論点と北海道」（公人の友社、二〇〇五年）
- (21) 下村宏『蘇鉄』（八雲書店、一九四五年）三八頁）など。
- (22) 歌集も複数出版しているが、府県割拠の弊を詠んだ歌もある。例えば、「伊勢路には芋あまりあれど三熊野へはこばれくるは武藏のはてより」（下村宏『蘇鉄』）（八雲書店、一九四五年）三八頁）など。
- (23) 下村宏『遍路』（朝日新聞社、一九三四年）二六七〇八頁。
- (24) 前掲、「玉音放送に至るまでの下村宏の事績と思想」五三頁。また日本放送協会はラジオ出演者の人気投票を何度も行なつたが、下村の人気は高かつたことが明らかになつてゐる（日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第八卷〔電波監理委員会、一九五一年〕三三〇）（一頁）。
- (25) 矢内原忠雄「帝國主義下の台湾」（岩波書店、一九八八年）一七八頁など。本稿第三章第1節参照。
- (26) 小早川光郎他編『史料日本の地方自治』第二卷（学陽書房、一九九九年）二二〇四頁など。
- (27) 『朝日新聞』一九五七年一二月九日、下村の訃報記事より。
- (28) 台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』（中京大学社会科学研究所、二〇〇三年）三六頁。
- (29) 例えは、この種の研究として許世楷「日本統治下の台湾—抵抗と弾圧」（東京大学出版会、一九七二年）、史明『台湾人四百年史』（新泉社、一九九四年）などがある。
- (30) 昭和初期の日本のラジオ放送は、外に音が漏れやすい家屋の特質と、外に音を漏らしても気にしないという習慣によつて、時として聞く気がなくとも日常生活の中で勝手に聞こえてくるものであり、外で道を歩いていても、人々から漏れるラジオの音を聞かされることはしばしばであった。これは当時の他の先進国にはほとんど起らなかつた現象であり、学術書ではないが、筆者は、『ラジオの戦争責任』（P.H.P.研究所、二〇〇八年）において、この現象がもたらした社会的帰結を考察した。
- (31) (32) 橋本白水「台湾統治と其功労者」（成文出版社、一九三〇年）七一頁。
- (33) 黄昭堂『台灣總督府』（教育社、一九八一年）一一三頁。
- (34) 同前一四頁。
- (35) (36) (37) (38) (39) 『日本統治下五十年の台湾』（外務省条約法規課、一九六四年）一八九〇頁。この書は序文に「本調書は當課の中村涉事務官によって編集されたものである」とある。
- (40) 下村による改革以前、台湾における地方行政の区域の変化は以下の通りである。
- (41) 明治二八（一八九五）年六月三〇（一八九七年五月）三県一府明治三〇（一八九七）年五月三一（一八九八年六月）六縣三厅明治三一（一八九八）年六月三三（一九〇〇）年九月三県三厅明治三三（一九〇〇）年一〇月三四（一九〇一）年四月三県四厅明治三四（一九〇一）年一月四二（一九〇九）年一〇月二〇厅明治四二（一九〇九）年一〇月大正九（一九一〇）年七月一二厅明治四三（一九一〇）年一〇月大正九（一九一〇）年七月一二厅その他これらの変遷とは別に、県内や府内における改革も行なわれた。同前一八六九頁。
- (42) (43) 前掲、「帝國主義下の台湾」一八七頁。喜安幸夫「台湾の歴史」（原書房、一九九七年）一二一頁など。後に昭和一二（一九三七年）から見れば、下村の改革は台湾人を甘やかし、傲慢にさせたと否定的に評しているものもある（鷺島敦哉「台湾統治回顧談」『鷺島敦哉著作集』第四卷〔緑蔭書房、二〇〇〇年〕二五三頁）。
- (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (5510) (5511) (5512) (5513) (5514) (5515) (5516) (5517) (5518) (5519) (5520) (5521) (5522) (5523) (5524) (5525) (5526) (5527) (5528) (5529) (5530) (5531) (5532) (5533) (5534) (5535) (5536) (5537) (5538) (5539) (5540) (5541) (5542) (5543) (5544) (5545) (5546) (5547) (5548) (5549) (5550) (5551) (5552) (5553) (5554) (5555) (5556) (5557) (5558) (5559) (5560) (5561) (5562) (5563) (5564) (5565) (5566) (5567) (5568) (5569) (5570) (5571) (5572) (5573) (5574) (5575) (5576) (5577) (5578) (5579) (5580) (5581) (5582) (5583) (5584) (5585) (5586) (5587) (5588) (5589) (5590) (5591) (5592) (5593) (5594) (5595) (5596) (5597) (5598) (5599) (55100) (55101) (55102) (55103) (55104) (55105) (55106) (55107) (55108) (55109) (55110) (55111) (55112) (55113) (55114) (55115) (55116) (55117) (55118) (55119) (55120) (55121) (55122) (55123) (55124) (55125) (55126) (55127) (55128) (55129) (55130) (55131) (55132) (55133) (55134) (55135) (55136) (55137) (55138) (55139) (55140) (55141) (55142) (55143) (55144) (55145) (55146) (55147) (55148) (55149) (55150) (55151) (55152) (55153) (55154) (55155) (55156) (55157) (55158) (55159) (55160) (55161) (55162) (55163) (55164) (55165) (55166) (55167) (55168) (55169) (55170) (55171) (55172) (55173) (55174) (55175) (55176) (55177) (55178) (55179) (55180) (55181) (55182) (55183) (55184) (55185) (55186) (55187) (55188) (55189) (55190) (55191) (55192) (55193) (55194) (55195) (55196) (55197) (55198) (55199) (55200) (55201) (55202) (55203) (55204) (55205) (55206) (55207) (55208) (55209) (55210) (55211) (55212) (55213) (55214) (55215) (55216) (55217) (55218) (55219) (55220) (55221) (55222) (55223) (55224) (55225) (55226) (55227) (55228) (55229) (55230) (55231) (55232) (55233) (55234) (55235) (55236) (55237) (55238) (55239) (55240) (55241) (55242) (55243) (55244) (55245) (55246) (55247) (55248) (55249) (55250) (55251) (55252) (55253) (55254) (55255) (55256) (55257) (55258) (55259) (55260) (55261) (55262) (55263) (55264) (55265) (55266) (55267) (55268) (55269) (55270) (55271) (55272) (55273) (55274) (55275) (55276) (55277) (55278) (55279) (55280) (55281) (55282) (55283) (55284) (55285) (55286) (55287) (55288) (55289) (55290) (55291) (55292) (55293) (55294) (55295) (55296) (55297) (55298) (55299) (55300) (55301) (55302) (55303) (55304) (55305) (55306) (55307) (55308) (55309) (55310) (55311) (55312) (55313) (55314) (55315) (55316) (55317) (55318) (55319) (55320) (55321) (55322) (55323) (55324) (55325) (55326) (55327) (55328) (55329) (55330) (55331) (55332) (55333) (55334) (55335) (55336) (55337) (55338) (55339) (55340) (55341) (55342) (55343) (55344) (55345) (55346) (55347) (55348) (55349) (55350) (55351) (55352) (55353) (55354) (55355) (55356) (55357) (55358) (55359) (55360) (55361) (55362) (55363) (55364) (55365) (55366) (55367) (55368) (55369) (55370) (55371) (55372) (55373) (55374) (55375) (55376) (55377) (55378) (55379) (55380) (55381) (55382) (55383) (55384) (55385) (55386) (55387) (55388) (55389) (55390) (55391) (55392) (55393) (55394) (55395) (55396) (55397) (55398) (55399) (55400) (55401) (55402) (55403) (55404) (55405) (55406) (55407) (55408) (55409) (55410) (55411) (55412) (55413) (55414) (55415) (55416) (55417) (55418) (55419) (55420) (55421) (55422) (55423) (55424) (55425) (55426) (55427) (55428) (55429) (55430) (55431) (55432) (55433) (55434) (55435) (55436) (55437) (55438) (55439) (55440) (55441) (55442) (55443) (55444) (55445) (55446) (55447) (55448) (55449) (55450) (55451) (55452) (55453) (55454) (55455) (55456) (55457) (55458) (55459) (55460) (55461) (55462) (55463) (55464) (55465) (55466) (55467) (55468) (55469) (55470) (55471) (55472) (55473) (55474) (55475) (55476) (55477) (55478) (55479) (55480) (55481) (55482) (55483) (55484) (55485) (55486) (55487) (55488) (55489) (55490) (55491) (55492) (55493) (55494) (55495) (55496) (55497) (55498) (55499) (55500) (55501) (55502) (55503) (55504) (55505) (55506) (55507) (55508) (55509) (55510) (55511) (55512) (55513) (55514) (55515) (55516) (55517) (55518) (55519) (55520) (55521) (55522) (55523) (55524) (55525) (55526) (55527) (55528) (55529) (55530) (55531) (55532) (55533) (55534) (55535) (55536) (55537) (55538) (55539) (55540) (55541) (55542) (55543) (55544) (55545) (55546) (55547) (55548) (55549) (55550) (55551) (55552) (55553) (55554) (55555) (55556) (55557) (55558) (55559) (55560) (55561) (55562) (55563) (55564) (55565) (55566) (55567) (55568) (55569) (55570) (55571) (55572) (55573) (55574) (55575) (55576) (55577) (55578) (55579) (55580) (55581) (55582) (55583) (55584) (55585) (55586) (55587) (55588) (55589) (55590) (55591) (55592)

(66) 海軍の系譜と追憶』〔米沢海軍武官会、一九八〇年〕三五五頁）と述べている。

鈴木内閣におけるナンバー2は、下村であつたと見るべきである。鈴木の次に年長だったのが下村であり、左近司政三は「下村君は総理とは旧知で特に信頼されても居た」と述べていた（佐藤元英・黒沢文貴編『G H Q歴史課陳述録—終戦史資料（上）』〔原書房、二〇〇二年〕二一〇頁）。下村自身も「平素首相の公室へ無断で出入してゐた私は相当信任を得てゐると自惚れてゐる」（前掲、『終戦記』一五六頁）としている。迫水は、内閣で頼りになつたのは左近司と下村であったと証言している（前掲、『現代史を創る人びと（3）』九〇頁）。戦前の内閣制度において閣僚内の多数派工作は最重要であるが、終戦に向けてこれを行なつたのは下村、左近司、安井藤治の三人であった（前掲、『終戦記』四四〇一頁、前掲、『終戦秘史』四〇一三頁）。また鈴木内閣の最大の仕事は玉音放送であり、これに関する宮中工作、天皇の説得、録音・放送現場の指揮を行なつたのは情報局總裁を兼務していた下村である。また成果は薄かつたが、下村は東郷外相と共に对外工作にも手を染めていた（下村宏『混乱と死と敗戦』〔文藝春秋臨時増刊号、一九五五年四月〕三六頁）。これらのことから、下村以上に活躍した人物を鈴木内閣に見出すことは難しい。鈴木が政治に疎かつたことや、台湾總督府における下村の実績などを考慮すれば、下村が実質的に一番の実力者だつたとも考えられる。

(67) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(68) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(69) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(70) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(71) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(72) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(73) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(74) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(75) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(76) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(77) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(78) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(79) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

(80) 下村宏『思ひ出草（一白の巻）』（日本評論社、一九二六年）一三四頁。

下村が軍部に妥協した様子をうかがうことができる書は『戦争と建設』（大東亜書房、一九四四年）、『決戦期の日本』（朝日新聞社、一九四四年）の二冊が確認できる。しかしほぼ同時期に出版してある『時局と放送』（東洋経済新報社、一九四四年）や『国民の心構へ』（翼賛図書刊行会、一九四四年）では、反戦思想は決して述べないものの、軍部を持ちあげるような主張も見えない。

(69) 前掲、『終戦記』二九頁。

(70) 前掲、『終戦記』二九頁。

(71) 『帝国議会貴族院議事速記録』六七卷（東京大学出版会、一九八四年）二四頁。

(72) 前掲、『終戦記』二九頁。

(73) 『帝国議会貴族院議事速記録』六七卷（東京大学出版会、一九八四年）二四頁。

(74) 前掲、『来るべき日本』一三九頁や、下村宏『生活改善』（第一書房、一九三八年）三一八頁では、愛知、岐阜、三重の三県を合同して一つの道府に置き、同時に豊橋、岡崎、半田、一宮、多治見、高山、大垣、四日市、上野、松阪、宇治山田などの小さな県を創設する案を述べている。この改革では「同時に中央よりうんと地方へ権限を委任すべきは論をまたない」（前掲、『来るべき日本』二三九頁）としている。

(75) 前掲、『決戦期の日本』一頁に「わづか三十五分間の演説に切りつめた」と述べているので、切りつめる前の予定では、道州制についても触れるつもりであったのかも知れない。

(76) 前掲、『帝国議会貴族院議事速記録』七一卷八九頁。

(77) 同前九〇頁。

(78) 前掲、『新政經ニュース』創刊号（新政治經濟研究会、一九五二年）一頁、同前第二号（一九五二年）四一五頁。

(79) 下村の東京常任世話人就任は、同前第二三号（一九五三年）七頁、同前第二三号（一九五三年）七頁。常任世話人のまま死去した模

(81) 様は、『新政經』第九六号（新政治經濟研究会、一九五八年）七〇頁。

(82) 新政治經濟研究会における道州制の議論は、鈴木俊一「地方制度改正の問題点—府県制度の改革について」『新政經ニュース』第六四号（一九五五年）一四一七頁がある。当時の鈴木の肩書きは「自治厅次長」となつており、この論文は「第廿六回関東定期に於ける講演要旨である」とされている。その他、新政治經濟運動における下村の活動は坂本慎一「松下幸之助を日本中に紹介したジャーナリスト下村宏第6回新政治經濟運動」『P H Pビジネスレビュー』第三〇号（P H P総合研究所、二〇〇八年）七九一八五頁。

(83) 前掲、「終戦記」二七頁。

(84) 例えば下村宏『日本の底力』（第一書房、一九四一年）二五頁で「大東亜新秩序の建設といふ段階に飛躍すべき日本国民に、何よりも望ましい事はその氣宇を大にする事である」と述べて府県の合意を提唱している。

(85) 前掲、「プリズム」一〇頁。

(86) 同前一二二頁。

(87) 前掲、「来るべき日本」二四二二頁。

(88) 同前二三八頁。

(89) 同前二五一号一〇六頁。

(90) 同前二六二号一〇六頁。

(91) 同前同号同頁。

(さかもと・しんいち P H P総合研究所経営理念研究本部松下理念研究部主任研究員)